

阿久根市告示第100号

阿久根市創業支援事業補助金交付要綱及び阿久根市起業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年8月28日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市創業支援事業補助金交付要綱及び阿久根市起業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

（阿久根市創業支援事業補助金交付要綱の一部改正）

第1条 阿久根市創業支援事業補助金交付要綱（平成30年阿久根市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第30項」を「第2条第31項」に改め、同条第2号中「第2条第31項」を「第2条第32項」に改める。

（阿久根市起業支援事業補助金交付要綱の一部改正）

第2条 阿久根市起業支援事業補助金交付要綱（令和8年阿久根市告示第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第30項」を「第2条第31項」に改め、同条第2号中「第2条第31項」を「第2条第32項」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。